

生命保險全

笹本半三郎著

明治  
43. 1. 27  
内交

護文



國

通久書



Vertical text on the right side, including the characters '主命泉' and '會'.

## 序

予は、身を生命保險會社外事員に處くこと茲に拾年、南船北馬、社會百般の人士に接すること日々なりと雖も、只憾むらくは、生命保險の要旨は、未だ普く貫徹せられず、多くは半解半疑の中に彷徨しつゝ、あるを以て、其勧誘募集の困難實に言ふべからざるものあり。斯業の爲、豈痛嘆に堪ふべけんや。況んや我國の現況は、戦後の經營、國力充實の點に於て、經世濟民の道一日も忽かせにすべからざるものあるに於てを

や。而して方今生命保険の本旨に關しては、已に先進大家の高論卓説により或は新聞に或は雜誌に於て、遺憾なく啓發普及せられたるが故に、自ら進んで、淺學非才を顧みず、敢て愚案を發表するの要なきが如しと雖も、予が多年勸誘募集に従事せる經驗によりて之を徵するに、社會一般の人士に對して、保険の要旨を啓發せんとするには、單に聽覺のみによりて之を訴へんより、寧ろ其理論及實際を圖式形象に表はし、眼によりて之を視、耳によりて之を説くの方法は、

唯に理解の點に於て優れるのみにあらず、從つて理論の錯誤を來し、意志の疏通を缺く等の虞なきを確信したるを以て、豫て種々の材料により本圖解を按出したりしが、今や稿を脱したるを以て、茲に斯業界に公表し、敢て垂教を仰がんと欲する所以なり。自ら省るに、渺たる一小冊子元より識者の一顧に値せざるを知る。然りと雖も他山の石以て玉を琢くべし、幸に斯業の爲に一道の光明を煥起するを得ば豈唯著者一個の光榮のみなりと言はんや。

特51  
996

# 生命保険目次

## 第一章 緒論

第一節	國力の發展と生命保険	一
第二節	身躰財産と生命保険	三
第三節	財産と生命保険	五
第四節	身躰と生命保険	六
第五節	貧富と生命保険	七
第六節	責任と生命保険	八
第七節	死と生命保険	九

目次

序

明治己酉七月 仙臺に於て

笹本半三郎 謹識

四

第八節 人生と生命保険……………二

第九節 生存競争と生命保険……………三

第十節 民力の充實と生命保険……………三

第十一節 王公貴族と生命保険……………六

### 第二章 圖式説明

第一圖 家計上年々の收支は一定する  
ものにあらず……………七

第二圖 財産破動形の定理……………八

第三圖 生命保険は財産を確保す……………〇

第四圖 生命保険は目的に保証す……………三

第五圖 生命保険の連続は貯金と化す……………三

第六圖 生命保険は利益を目前に視す……………四

第七圖 生命保険は貯金と保険と共済  
主義との性質を包有す……………六

### 第三章 諸表説明

第一表 貯金と生命保険……………三〇

第二表 貯蓄と生命保険は均一……………三三

第三表 吾人分限の四大條件……………三六

第四表 相續稅率……………三七

第五表 王公貴族の保險契約高……………三七

◎ナポレオン三世陛下と生命保險……………三六

第四章 結論

附錄 報德訓

圖式 七種

諸表 五種

獨帝の詔勅

生命保險目次終

生命保險

笹本半三郎著

第一章 緒論

第一節 國力の發展と生命保險

古來、上聖主賢相より下は志士仁人に至るまで、苟も世に爲すことあらんとする者は、皆悉く富國安民の道を以て、其最大目的とせざるものなし。而して此目的を達せんとするには、民力の

國力の發展と生命保險

充實を基礎として以て、獨立安固の途を圖るを以て急務とするに外ならざるなり。茲に其獨立安固の一方法として生命保險の普及を計り、廣く其要旨を啓發誘導して、其實績を擧ぐるは、最も有力なる事業にして、又最も捷徑の方法たるべきを信ず、果して此識見に於て誤る處なからんか、生命保險の業たる、社會に對して貢獻する處、決して尠少なりと云ふべからず。世の保險募集に従事せらるゝ諸士は、よく此大本を誤ることなく社會的觀念を以て大に斯業の發展に盡瘁せられんこと、切望に堪へざる處なり。

## 第二節 身躰財産と生命保險

社會に於て吾人の最も貴重すべきものは何ぞや、金銀にあらず、珠玉にあらず、即ち吾人の身命を措いて他に需むべきものあらんや、而してよく其身命を保養し長く命壽を保たんと欲せば、必ず先づ吾人の生活上必須なる衣食住の三に於て、一も缺くる處あるべからざるなり。而して此三者は必ず相當の財産に依て充たさるべか

身躰財産  
と生命保險



らざるものなるが故に、財産は實に生命保全の根元なりと云ふも決して過言にあらざるべし。然りと雖も其財産は元より天賦の賜にあらず、必ずや各自の心身を勞し勤儉力行の結果として、茲に初めて産出せらるゝものにして、往々世には祖先傳來の遺産を世襲して、さながら自身の勞苦を知らざるが如きものありと雖も、猶之れを保護するに多少の缺陷を生ぜざらしめんには、必ず常に心身の勞作を要すべきは勿論なり。極言すれば、身軀は即ち財産の母なるが故に、生命保険は財産を保護するに過ぎざる所以なりとす。

### 第三節 財産と生命保険

各戸皆倉庫に錠前を備へ、算笥金庫等に鎖鑰の用意を爲し、家屋に戸締りの注意を怠らざる所以のものは、畢竟財産の一部に向つて其損害を豫防する所以にして、生命の保険は即ち財産の全部に向つて錠前の用意を爲し置くものに外ならざるなり。

財産と  
生命保  
險

#### 第四節 身軀と生命保険

吾人の身軀には、無限の生産力を蘊蓄せらるゝが故に、一朝好時期に逢着する時は、巨萬の財産と雖も直ちに産出せらるゝものなり。されば富と身力とは、其輕重に於て、富は到底身力の重に比すべきものにあらず。故に其最も貴重なる身軀に對して生命保険の必要を生ずるは、毫も疑を容るゝの餘地なきものとす。

#### 第五節 貧富と生命保険

貧富と  
生命保  
險

社會に於ける貧富の居所は、一定不變のものにあらず。随つて富者は永久に富者なること能はざるが如く、貧者亦必ずしも永久の貧者なりと云ふべからず。朝に巨萬の富を擁したるものと雖も、夕には江湖に落魄して、破壁寒窓の下、轉々昔時の追懷に腸を斷つものもあるべく、昨は賤が伏屋に蚊遣火の烟に咽びたるものにして、今は肥馬輕裝富王公に擬するものありて、人生貧富の變化は、恰も燭火の明滅するが如く、吾人の生涯は、榮枯盛衰常に波動狀をなして輪轉

するは、動かすべからざる現象にあらずや、是に於てか生命保険の必用を感ずること益々切なりと云ふべし。(第二圖のEF参照)

### 第六節 責任と生命保険

凡そ社會には、其財産に關し、數種の責任者あるを見る。即ち新に財産を創設せざるべからざる責任者あり、或は所有の財産を保護すべき時代の責任者あり、或は又負債償却時代の責任者もあるべく、或は缺損填補時代の責任者もある

責任と  
生命保  
險

べし。然り而して、其死後に於て、遺族に讓與すべき財産如何の問題に於ては、到底豫め之を認定して、正確なる數字に於て言明し能はざるは理の當然にして、而も是等遺族に對する義務責任は、貧富の別なく免れ得べからざる處、是によつて之れを見れば相當の財産を死後に遺すべき生命保険の道、豈輕々に看過すべきものならや。(第四圖参照)

### 第七節 死と生命保険

死と生命保険

牛馬魚禽を屠殺する時は、其肉の端片と雖も若干の價值を有して、黄金と交換し得らるゝに反し、獨り萬物の靈長たる人類に於ては、其精神界に於てこそ光明を千古に放つものなれども、死後の身軀に於ては更に一點の價值を認めざるにあらずや。然るに生命保険に於ては、人生の最大不幸なる死は直ちに黄金に化し來りて、正しく後繼者に讓與すべきものなるを以て、生命保険は、例令現在に於て貧苦に處するものなりとも、死後の怨を黄泉にまで齎すが如き、悲惨の境遇を免るべき最良方法たるを疑はざるものなりとす。

第八節 人生と生命保険

人生と生命保険

凡そ人の一生は短なるが如くにして亦長し、其間に於て豫期せずして來る災禍あり、豫期して來るべき不幸あり、一は即ち天災地變等の不虞に屬し、一は老衰病死等自然の徑路に屬すべきものなりとす、而して其不虞の災害、若しくは老衰病死の不幸に遭遇する時は、多くは葬祭其

他の費用に於て多少經濟上の齟齬は免れざるべく、或は人によりては遺族の生活上多大の變動を免るべからざるは一般の認むる處にして、中には財産に餘裕あり以て後顧の憂なき人ありと雖も、猶相続税の準備として、相當の生命保険を契約するは、是れ後繼者に對し頗る穩當の處置にして實に處世上理想の處置たるべしと云ふも、決して過言にあらざるべきなり。

### 第九節 生存競争と生命保険

生存競争と生命保険

生存競争は、實に社會の進運に伴ふて起るべき現象なり。强者は以て生存すべく、弱者は以て滅亡すべし。而して此競争は日を逐ふて益々劇甚を加へ、今や弱肉強食の慘劇は、已に幕を開いて眼前に演ぜられつゝあるにあらずや。是に於てか、獨立安全なる生垣の根柢を培養して、競争場裡の强者たんとするには、豈生命保険の道を措いて他に指を屈すべき良法あらんや。

### 第十節 民力の充實と生命保険

金甌無缺の我が大日本帝國は、上に叡聖文武なる主上を戴き奉り、下には忠勇無雙の萬民之れに奉仕して、以て東洋の天地に雄視す。而して國力の發展は民力の充實に俟たざるべからず、民力の充實は國家の分子たる個人の發展を圖り益々生産の事業を振起して、不虞の災害及老死病疫等の不幸に際して、後顧の憂なからしむべき。所謂圓滿なる家庭を造るにあり。蓋し國家の幸福は、國民の幸福によりて定まるものにして、其國民の幸福は、即ち自己の家族が獨立安

固の精神を基礎として定まるものなりとす。然り而して其基礎として最も適切にして且つ最も安全なるは、生命保険の方法に如くものなかるべし。生命保険は實に幸福増進の單位なりと云はざるべからず。然るに世人多くは此深遠博大なる要義を解せず、斯業に従事する募集員を嫌厭し甚しきは猜忌疑惑を以て之れを迎ふるが如きに至りては豈慨歎に堪ふべけんや。文質彬々たる今日に於て、獨り斯業の不振なる、蓋し此點に存するは敢て疑を容れざる處なり。

### 第十一節 王公貴族と生命保険

外國にあつては、自己の死亡によりて、毫も妻子困頓の憂なき王公貴族富豪の人々と雖も、一は以て美範を世上に示すべく、一は以て勤儉の美風を養成せんが爲めに、他に卒先して以て保険の契約をなしつゝあるにあらずや。保険の募集に従事するもの、豈考ふる處なくして可ならんや。(別表参照)

王公貴族と生命保険

### 第二章 圖式説明

家計上の年々收支は一定せずあるもの

第一圖は、人々の毎年の收支が一定せざるものなることを、形象に表はしたるもので、即ちA、は、一ヶ年間に於ける收支決算に於て過不足なきものを示し、Bは、一ヶ年間に於ける収入が支出より超過したるものを示し、Cは、一ヶ年間に於ける支出が収入より超過したるものを示し、Dは、一ヶ年間の收支が平均を保つべきも、不慮の損失によつて財産に減退を生じたるものを示したるものである。斯く吾人の處世に於ては、必ずA、B、C、Dの如

く、年々其何れの一にか逢着して、漸次推移しつゝあるのであるから、數年の間には、必ず財産状態に、多少増減を免れないものである。

第二圖は、各國政府の歳入歳出ですら、毎年均一に行くものでなくて、必ず波動形を示すこととは明かなるが如く、吾人の財産も、矢張、消長増減を以て推移し行く形状は、常に波動状態をなしつゝあることを示したるものである。即ち、Eは、三十年の間年々の消長浮沈を経

て、終に成功を遂げたるものであつて、Fは、終に失敗に歸したる歴史を表示したるものであるが、成功した方も、失敗した方も、何れも上下に昇降し來つたる形によつて見ると、世の中は、何程の財産を有するものがあつても、ほんの、それは一時的に社會の財産塊を輪番に預り居ると齎しき譯になる。故に吾人は、目前の財産にのみ倚頼して、高枕安眠して居らるゝものでないと云ふことを暗示したるものである。



第三圖は、第二圖のEFの如く、吾人の生涯が波動形を爲して出入往來するとは、恰も浮雲の如きものであるから、之れを生命保険にて確保する状態を示したものである。即ち赤線は、若干の現在の財産を圖形に表はしたるものであつて、青線は、其財産と同額なる生命保険契約金額である。さて若し、幸にして財産に消長なく一生を終へ得ると假定するならば、財産は二倍となることは明かであるが、或は、財産がGの如く向上増進したる場合に

は、財産上格別保険金に倚賴する必要もなくなる譯であるから、其金を以て、社會公益的若しくは慈善的事業に資したならば、人として、其満足愉快、之れに過ぎたるものがあるであらうか、若し一旦之れに反して、財産がHの如く減退下降して、意外の悲境に沈んだ場合に當つては、其時こそ生命保険を以て、其減退を充足して、以て獨立の基礎を鞏固にするの保證とするのであるから、生命保険は、實に其用法によつて、逆鱗の如く便利なもの

と云ふべきである。

第四圖は、人間各種時代の目的を確保する上に於て、生命保険によらねばならぬ意義を表示したるもので、即ち財産の保護、生産、貸借、欠損、負債等の各種の時代に於ては、吾人は重大なる責任を有して、夫々の時代に適合すべき特種の目的を以て、其成功を期しつゝあるものであるけれども、若し萬一にも其堂に達して未だ其奥に入らざる以前に於て、死亡の悲運に遭遇したならば、其目的も、同時に

生命保  
險は目  
的に保  
證す

生命保  
險の連  
續は貯  
蓄と化  
す

滅却せらるゝ譯となるのである。併しながら生命保険の契約がある以上は、其最初の目的は、劃然として成功を後來に持續することが出来る譯であるから、生命保険は、實に吾人生死の境に立つて、財産經營上に於て、千年の壽を確保することゝなるのである。

第五圖は、生命保険は貯蓄の性を兼有する意義を表示したるものであつて、即ち、圖中一年二年三年の各孤度は、其一年毎に、其孤度全部を保険する保険料と假定したるもので、年

々保険料を連続して期限に到達したる時、始めて貯蓄と變化するものであるから、初より、貯蓄と保険とを混同比較して、損益を談ずべき性質のものではないのである。

第六圖は、生命保険と云ふものは、貯蓄との比較上、目前に於て有利なものであることを示したので、即ち、青色線を生命保険壹千圓と假定して、之れに對する保険料を三十圓(即ちイ線)とせば差引九百七拾圓(赤線を利益と做す)は、全く初年に於ける純利益と見做すも差支

生命保  
險は利  
益を目  
前に視  
す

生命保  
險は利  
殖的貯  
蓄に比  
すべき  
ものな  
らざる  
あら

ない譯である。斯くの如く、年々其料金を控除して、二年目には九百四拾圓、三年目には九百拾圓と、漸次年を逐ふに随つて、利益算定高は減退する譯になるから、單に、表面上のみ解釋を以てすると、生命保険と云ふものは、長壽を保つものに對しては、一向利益ないものゝ様に考へらるゝか知らんけれども、それは甚だ皮想の見解であつて、未だ保険の要義を解し得たものとは云へない、即ち長命をした方の人から見て、生命保険は、他の利

殖的貯蓄に比すると、如何にも利子の上に於て減損を來して居る様に見へる譯であるが、それは即ち保險の保險たる所以であつて、恰も家屋を火災保險に附したると同一般、其利子は畢竟契約期間中の生命の保險料となるのであるから、決して之れを損失と見做して論ずべきものでないことは明白である。且つ長命すればする程、他の事業に於て、夫れ以上の利益を得て居ることは明かな事で、夫れ程其人の幸福と云はなければならぬのである。

且つ貯蓄と云ふものは、又何ふしても、命數に保證することが出來ぬもので、茲に何百何拾圓の利益として豫め明記することは到底不可能である。つまり貯金の利を計算するのは、全く生物にして免るべからざる將來の出來事を度外視したる想像の計數に過ぎない譯であるから、之れを生命保險と混同比較して、其損益如何を是非する性質のものでないことは、益々明瞭なことである。

備考圖中(イロハニホヘトチリヌ)の各線は、保

險料に假定したるものである。

第七圖は、全形を保險契約高に形象し、年數を記入したる各線を以て、全形に對する一ケ年の保險料と假定して四拾年間の期限としたるものである。而して契約高には各々相違あり大小があるから、之れを縲線にて區割したるものであるが、其大小額共に年數記入の各線を以て、年々に全形を保險しつゝ進んで行くのであるから、若し一回の拂込みをして死亡したとせば、即ち全形の保險金を得らるゝ事

になるから、三十九線なる面積は利益と見る  
ことが出来るのである。(死亡しなくとも利益  
と見做すことが出来る)又二回目には、三十八  
線、五回目には三十五線と、拂込回数如何  
によりて、得る所の面積即ち利益にも相違を  
生ずるのであるが、之れを以て決して不利益  
と見做す譯には行かぬのである。  
又他の方面から考へて見ると、つまり短命者  
に於て得る利益なるものは、長壽者の餘徳か  
ら生ずるもので、幾數萬の被保險人が各自に

若干宛の保険料を分担して、不幸者を相互的に保護する譯であるから、生命保険なるものは、全躰から見れば、共濟博愛の趣旨を含蓄することとは明白なる譯である。

### 第三章 諸表説明

#### 第一表 貯金と生命保険

凡そ貯金を目的とするものには、銀行貯蓄、郵便貯蓄、其他頼母子講(一名無盡)など、種々なる方法がある、而して是等の方法は、其間に些の

一般貯蓄法の不安

故障もなく、或る一定の期限に到達し得るならば、慥かに多大の利益があることは明かであるけれども、生命保険の方法は、之れとちがつて一定の期間中は、常に其文字の表明する如く、保険の意義を表示するに止まるので、其期間に到達したる時、始めて貯金と變性するものであるから、最初より貯金と同一視することは出来ぬのである、故に生命保険は、貯蓄と保険との兩性質を兼備せる、最良の方法と云はざるを得ない。世の中には、往々、貯金せば保険の要がな

保険と貯蓄との密接関係

保険は貯金の絶補填す

く、保険せば貯金の要がないと云ふ考を持つものもあるけれども、それは誤解である。貯金と生命保険とは、相換つて離るべからざる密接の関係を有することは、恰も魚の水に於けるが如きものであつて、貯金の目的を企畫するに於ては、必ず之れに對する保護法として、生命保険の要が起るのである。何となれば貯金半途にして若し萬一生命を失ふことがあつたならば、其目的は中止となる譯であるが、此場合に保険の契約がある時には、則ち其保険金を以て、貯金の

の不足を填充して、其目的を將來に完成せしむることを得るのである。故に貯金論を以て、保険の必要を否認することも、亦生命保険を以て、貯金に優ると云ふが如き論法も兩者共に偏頗の見であつて、不可と云はなければならぬのである。

貯金も二十年、生命保険も二十年を期限と假定すると、其期限内果して生存すべきか、萬一死亡の厄に遇はざるべきかの想像は、必ず問題として出なければならぬので、凡そ一定の期間を

想像と  
不安心

要する計畫と云ふものは、如何にしても命數の長短を想像しなければ、其成否を豫定することは出来ぬものであるからして、想像の二字は、何れの場合からも排除することが出来ぬものである。而して其想像なるものは、甚だ不確實であつて、且つ不安心のものであることは無論である。

第二表 貯蓄と生命保険は均一

貯蓄と  
生命保  
險は均  
一

生命保険は、生死に論なく成功を期するもので

生存の  
想像と  
死亡の  
想像

あるが、貯金の方法に至りては、豫定の通り生存してこそ成功すべきものであるけれども、若し死亡したならば不可能となる方法であつて、何うしても、生存したならばと云ふ、想像の計算をなさなければならぬ、然らば保険の方に於ても、亦同じく、若し期間中に死亡したならばと云ふ、想像の計算をなさなければならぬ、譯になる、故に其利益の多寡は、兩者共に交叉的に、其前後に於て現出するものである。

備考第一表、第二表に對する説明は、貯金而



已に限らず、他の各種の目的に對しても、同一理を以て適用し得るものである。

第三表 吾人分限の四大條件

本表は尊徳翁の分度表にして、吾人が此表の如く、分限を定めて世に處さねばならぬのであるが、是れは仲々困難なもので、何人と雖も、經常、臨時、他讓の三項丈は行ひつゝあるも、自讓の方面に至つては、不可能に終るものが多いのである。然らば其缺點を補ふべく、生命保險

吾人分限の四大條件

を適用したならば、先づ天分が成立したる保證となるのではないか。

第四表 相讀稅率

方今我國は、遺産及家督相續稅を課せられたるを以て、之れが準備として、生命保險を適用するは、最良の方法ではないか。

相續稅率

第五表 王公貴族の保險契約高

各國の、貴族富豪の保險契約に關しては、緒論

王公貴族の保險

の第十一節に述べたるが如くにして、茲には其契約高と、姓名を表示するに過ぎないのである。

◎ナポレオン三世陛下と生命保険

佛蘭西皇帝ナポレオン三世陛下、其位に即くの後、英佛其他數ヶ所の生命保険會社に御加盟ありしに、當時内外の人民陛下の叡慮をはかり兼ね、一私人ならば妻子眷族の爲に保険の効用も去るとながら、一天萬乗の尊位を踐み、其威勢は全歐洲に輝き渡る御身にして、斯る後圖を爲

ナポレオン三世陛下と生命保険

し給ふは合點往かずと、人皆怪まざるはなかりしに、千八百七十年御運拙なくしてセダンの役に囚はれの御身となり、英國に客寓して終に異郷の露と消えさせ給ひたり、然るに皇后ユーゼーニ陛下は曾て皇帝の生前に約束し給ひし會社より、許多の保険金を得て後生を最と安樂に送られける、嚮きに帝の御心をはかり兼ねたる人々は其深慮に服し、萬乗の天子さへ榮枯盛衰の定めなき世に、況して一の匹夫をや、生命保険の要乃ち之れが爲めなりと、或雜誌に見ゆる所

結論

なり、  
結論

結論

要するに、世上の観察と、自己の思索とによつて得たる觀念を基礎として、社會を洞觀せば、蓋し、附録に掲げたる各描圖の範圍を免るゝことは出來ぬもので、吾人が處世上、常に社會の暗潮に漂ひ、絶えず恐慌の波濤に卷かれつゝあることを發見するに難からぬのである。故に吾人は、確乎たる金城鐵壁を築いて、以て社會の

風濤と闘ひ、其暗黒界を脱して光明界に出づるの基礎を固むることは、個人として、將た亦社會の一人として、最も肝要のことであつて、亦最も急務とする處である。然らば如何にして此目的を貫徹すべきか、其最も遂行し易き點に於て、亦最も確實なる點に於て、吾人は生命保險を奨むることを躊躇しないのである。

生命保險を基礎として立てる。一家は、天變に倒れず、地異に挫けず、貧苦

結論

# 生命保險

附錄

笹本半三郎著

生命保險 終

結論  
を知らず、死を恐れず、  
現世より未來にわたる、  
なり。

永遠の樂園

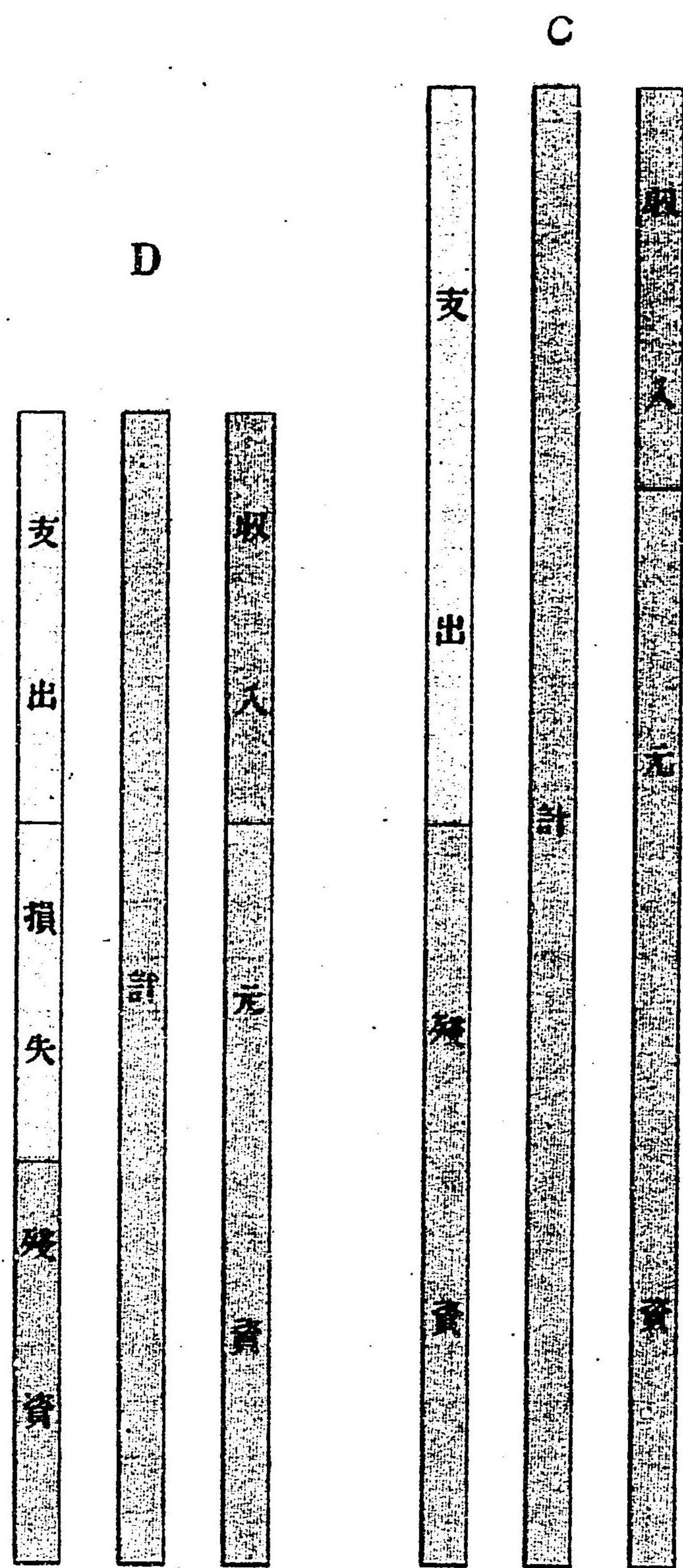
報德訓

父母根元在天地令命身體根元在父母生育  
子孫相續在夫婦丹精父母富貴在祖先勤功  
吾身富貴在父母積善子孫富貴在自己勤勞  
身命長養在衣食住三衣食住三在田畝山林  
田畝山林在人民勤耕今年衣食在昨天產業  
來年衣食在今年艱難年々歲々不可忘報德

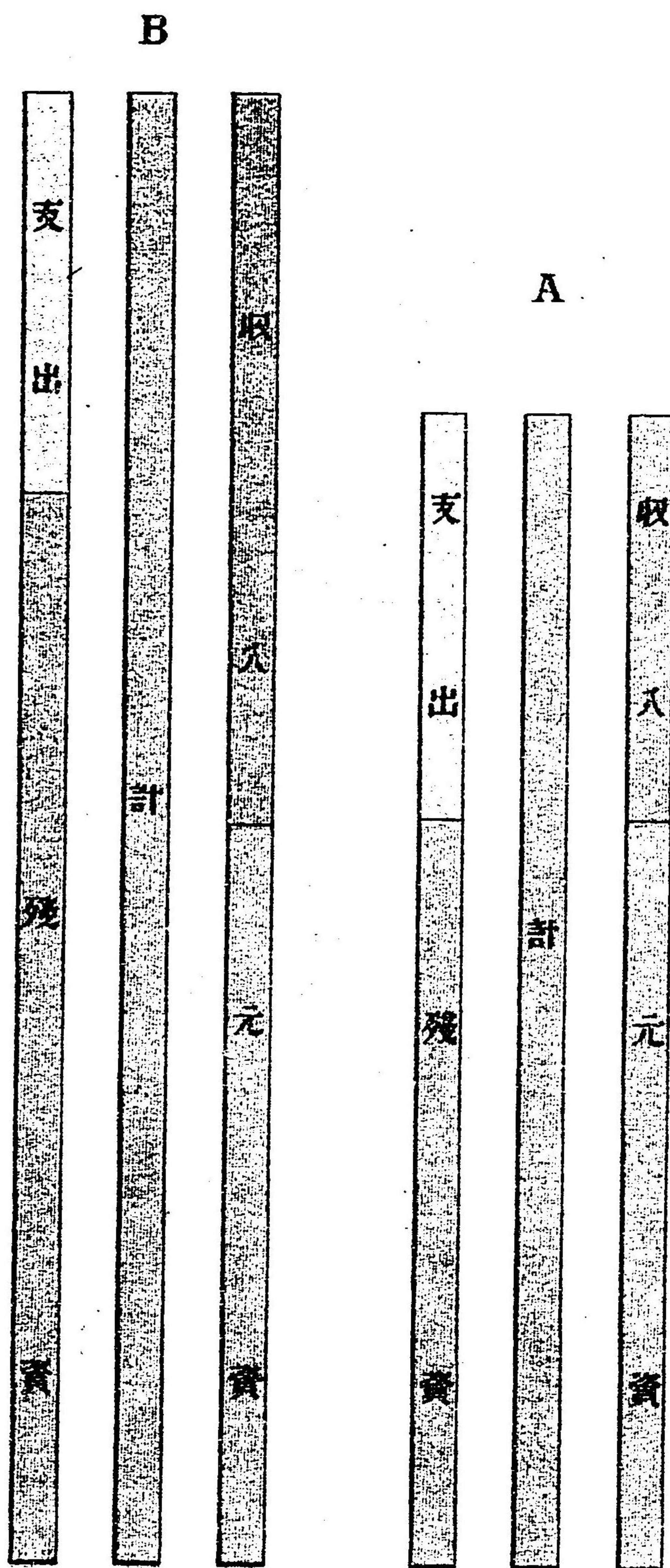


式

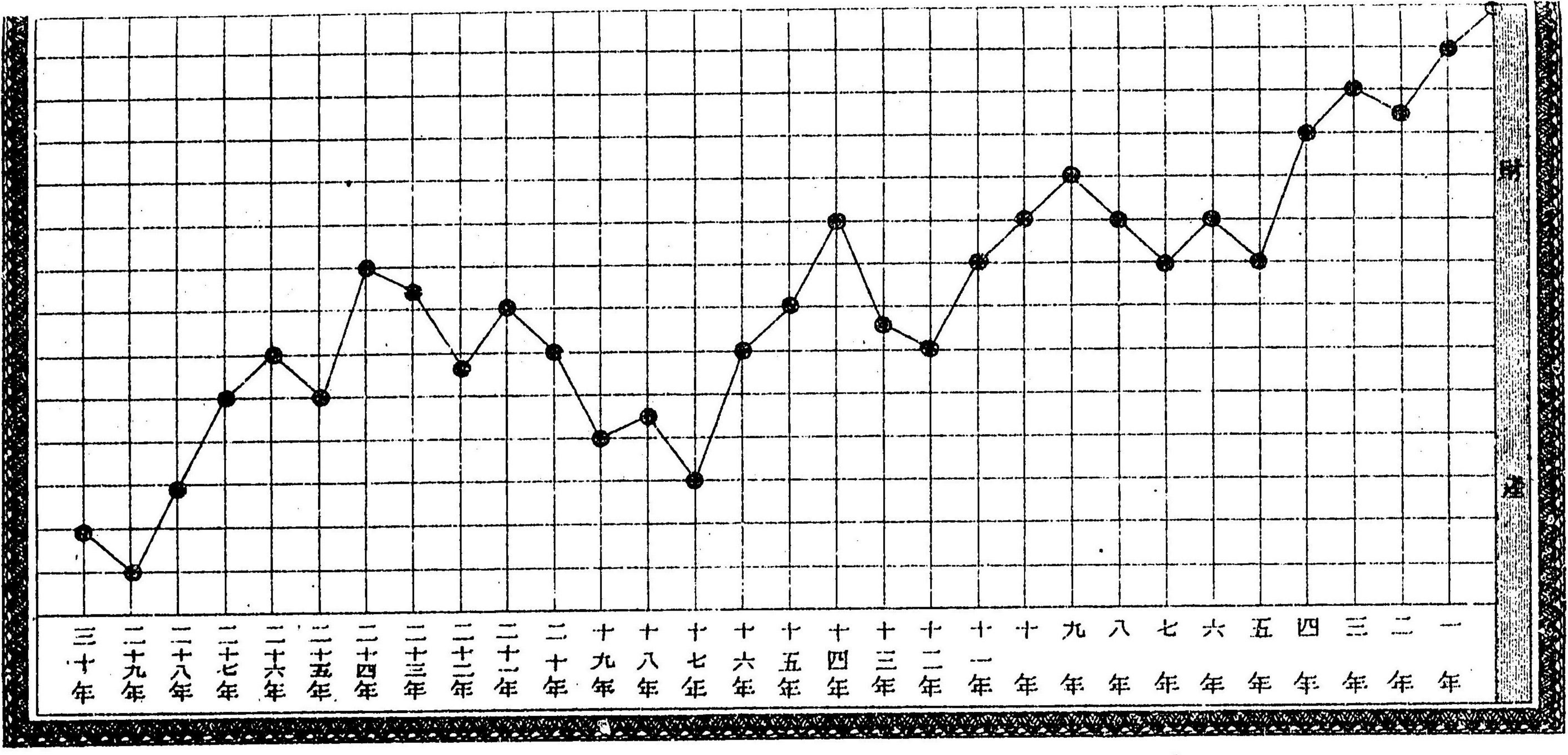
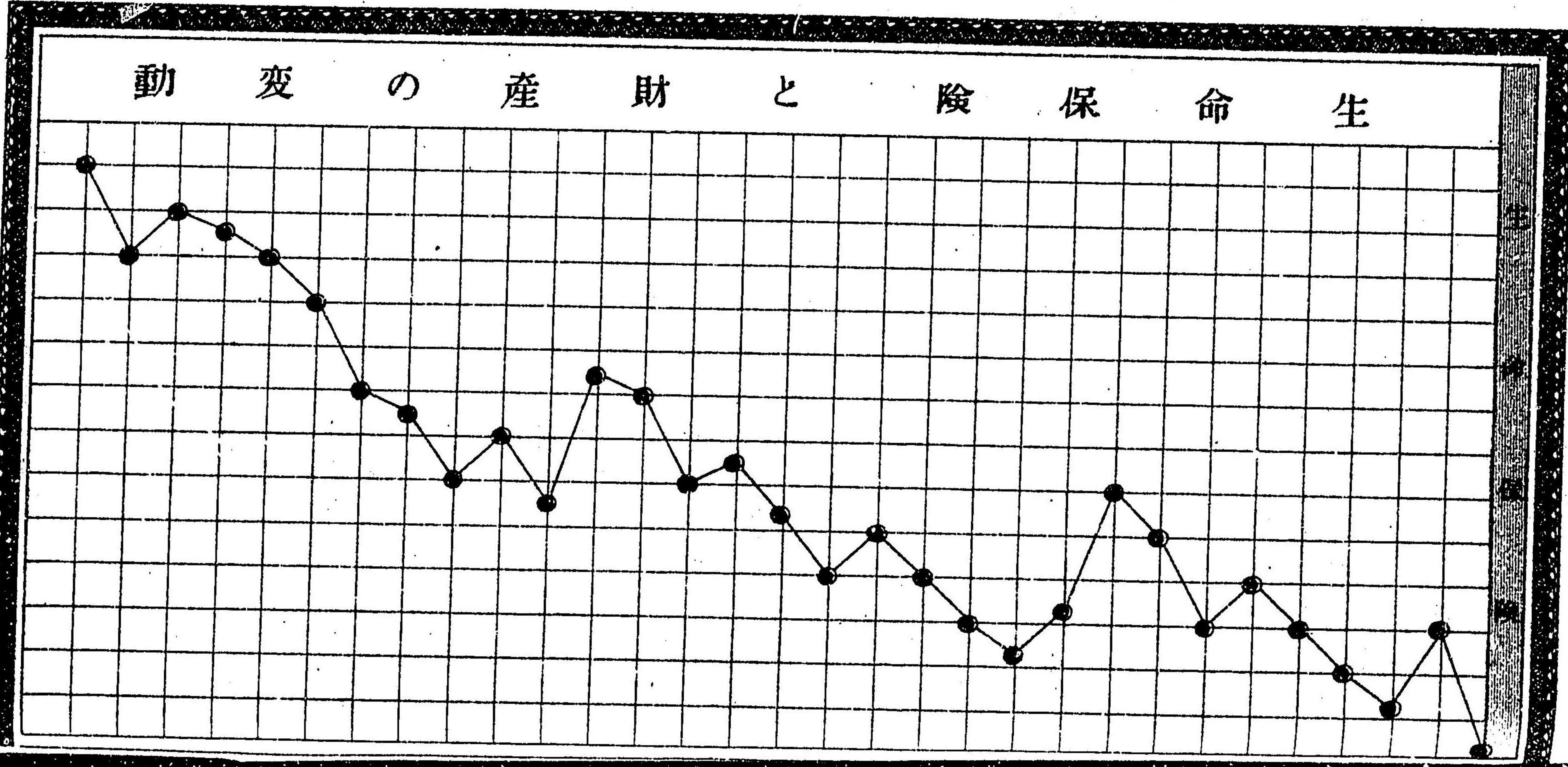
第一圖



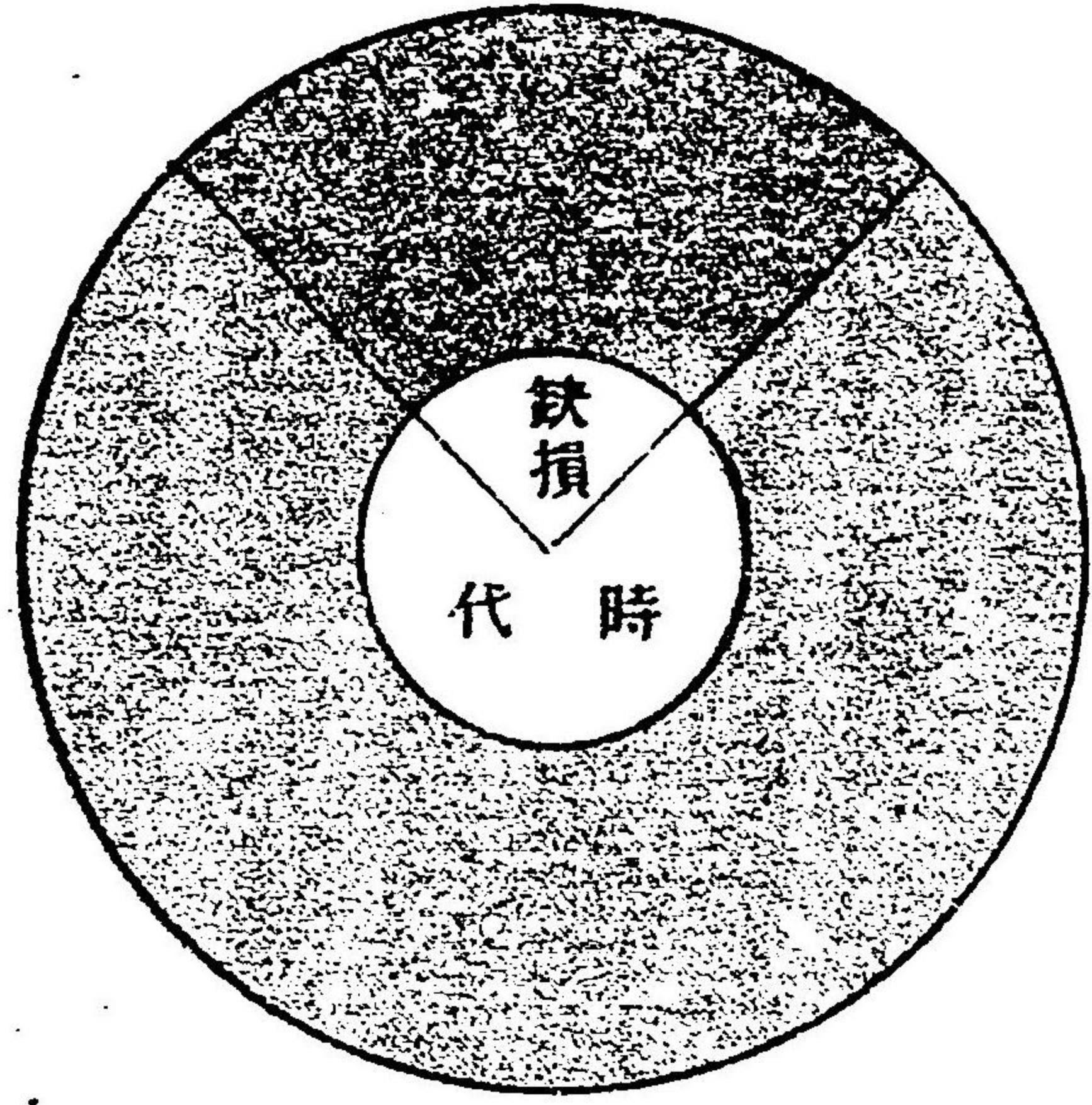
第一圖



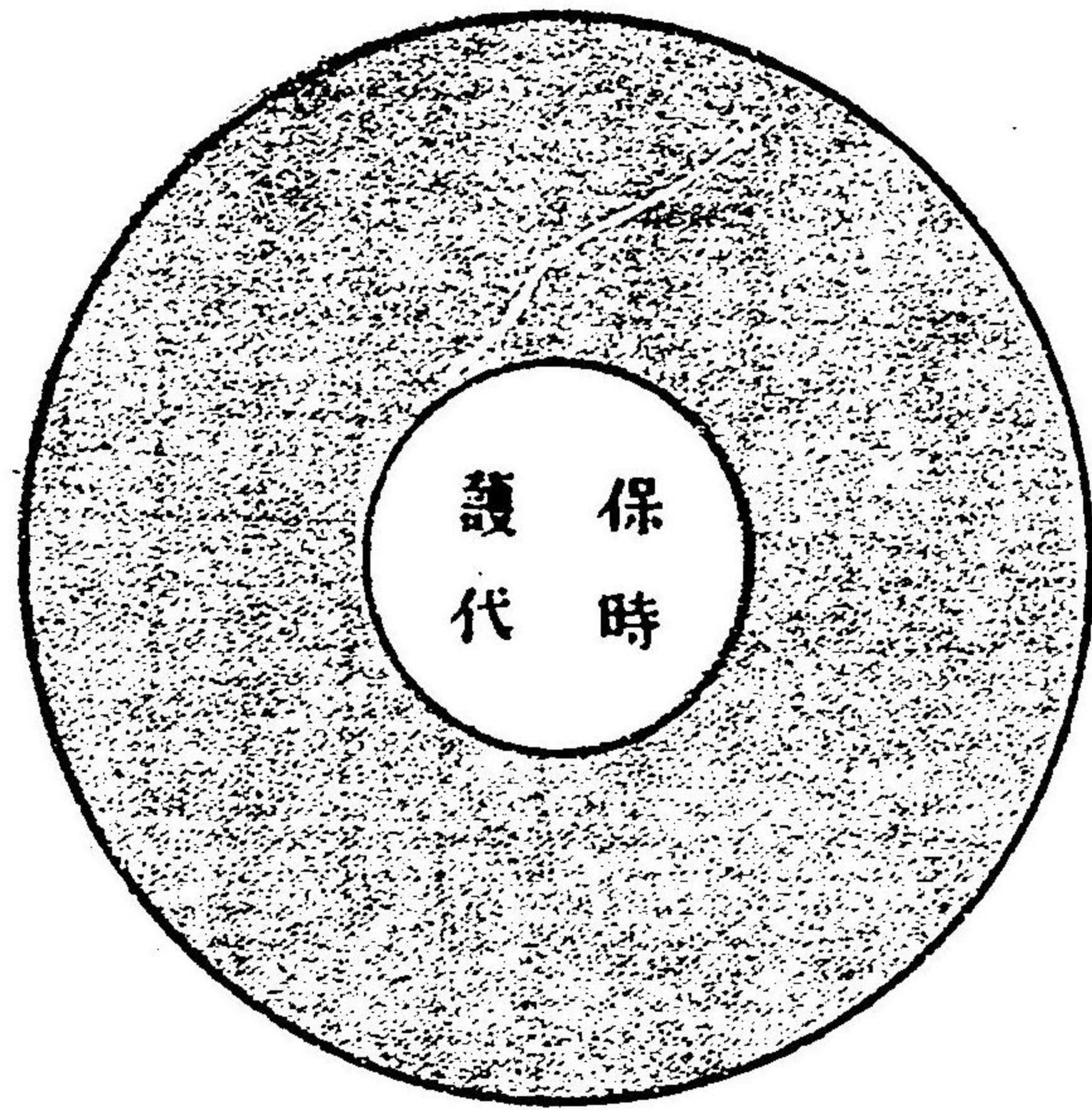








第 四 圖



第 四 圖

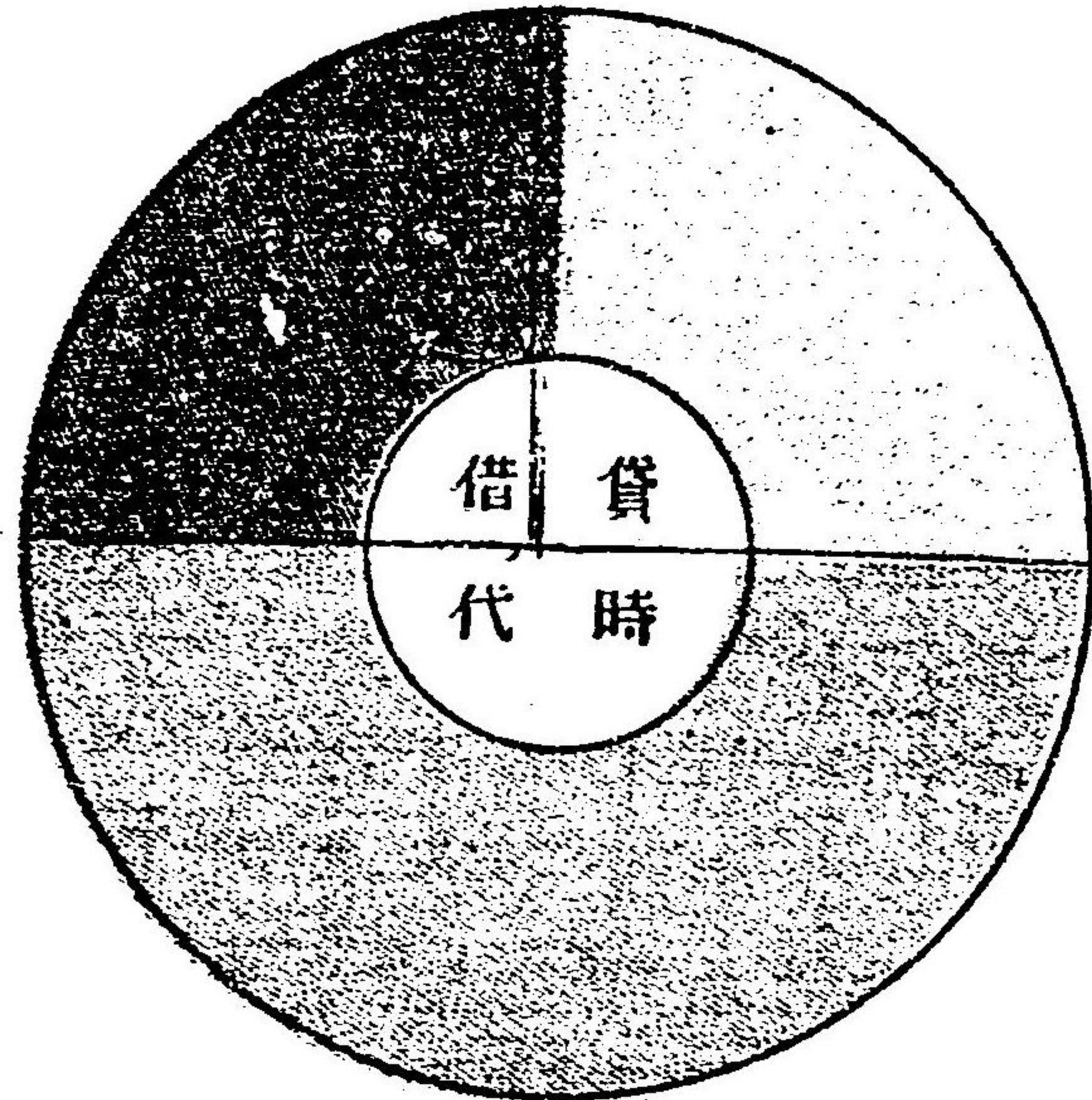
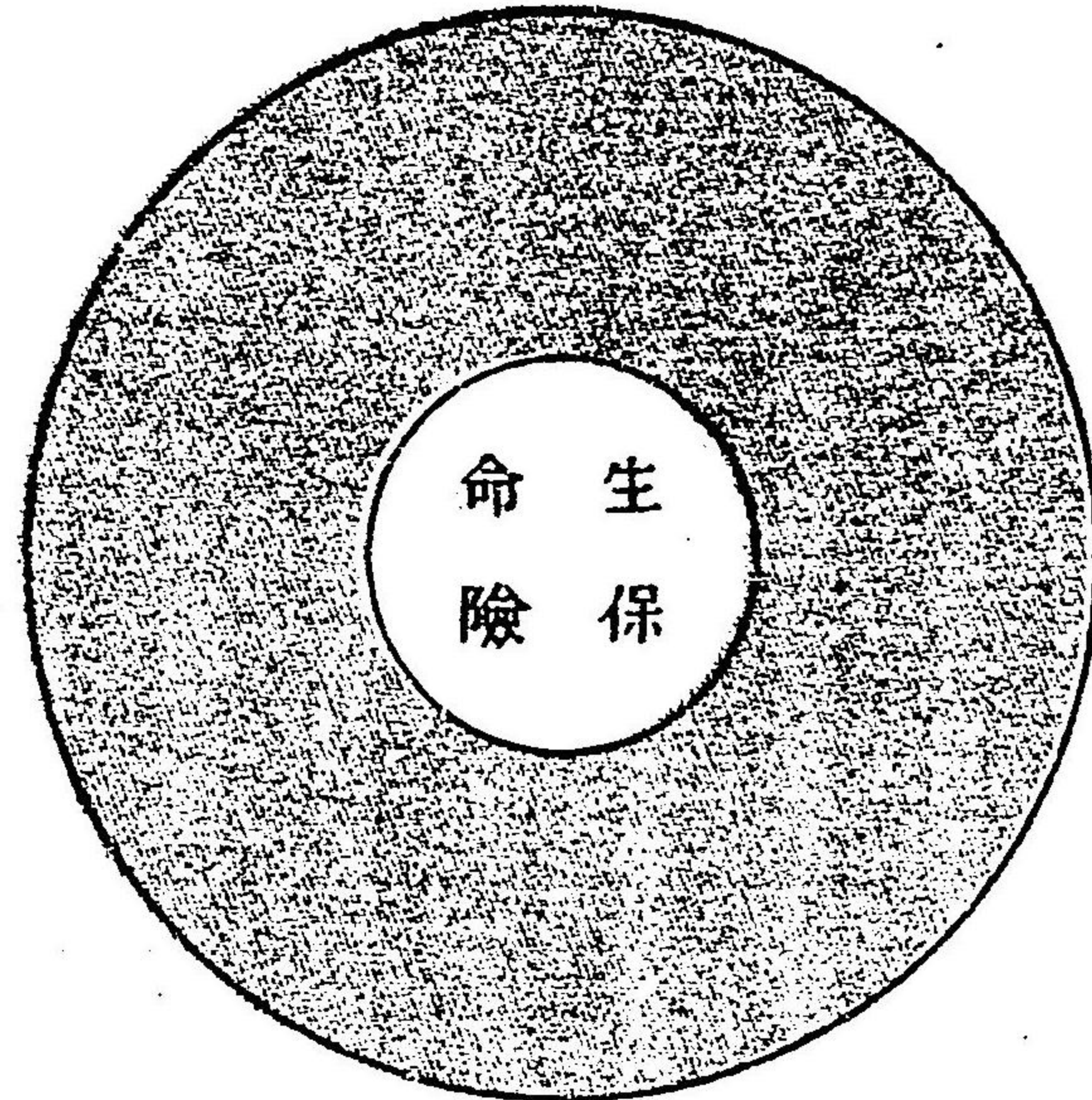
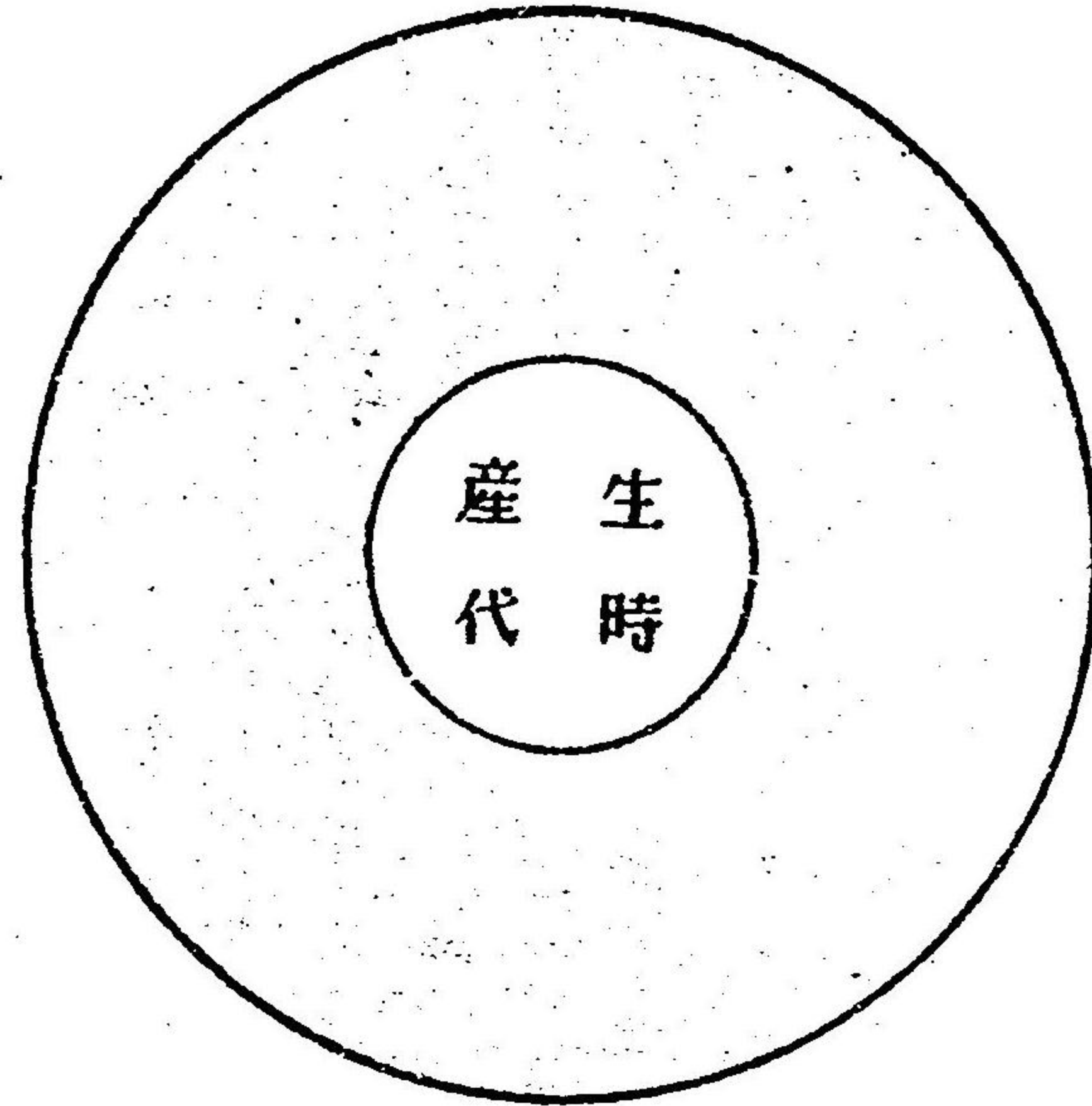
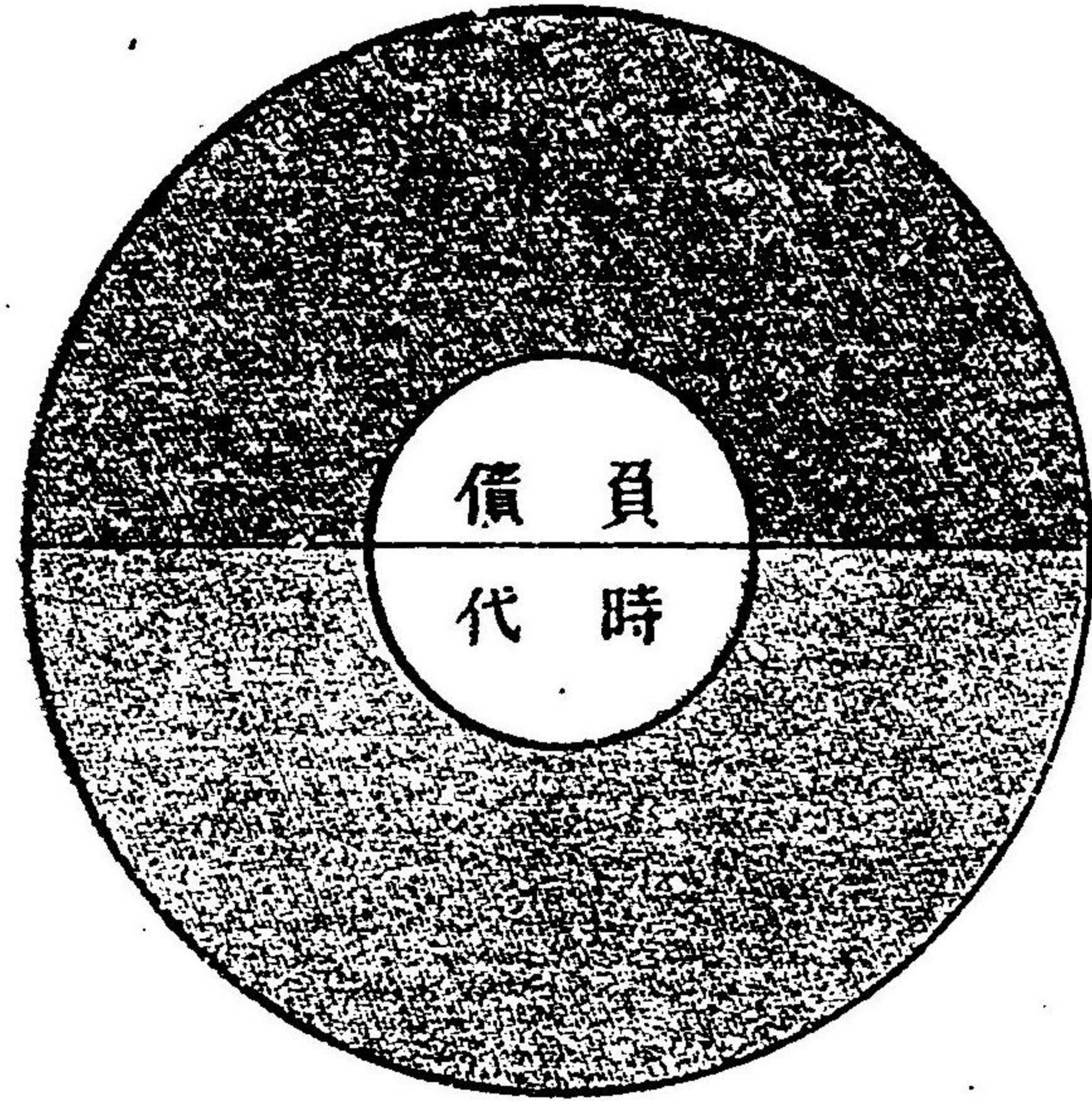


圖 六 第

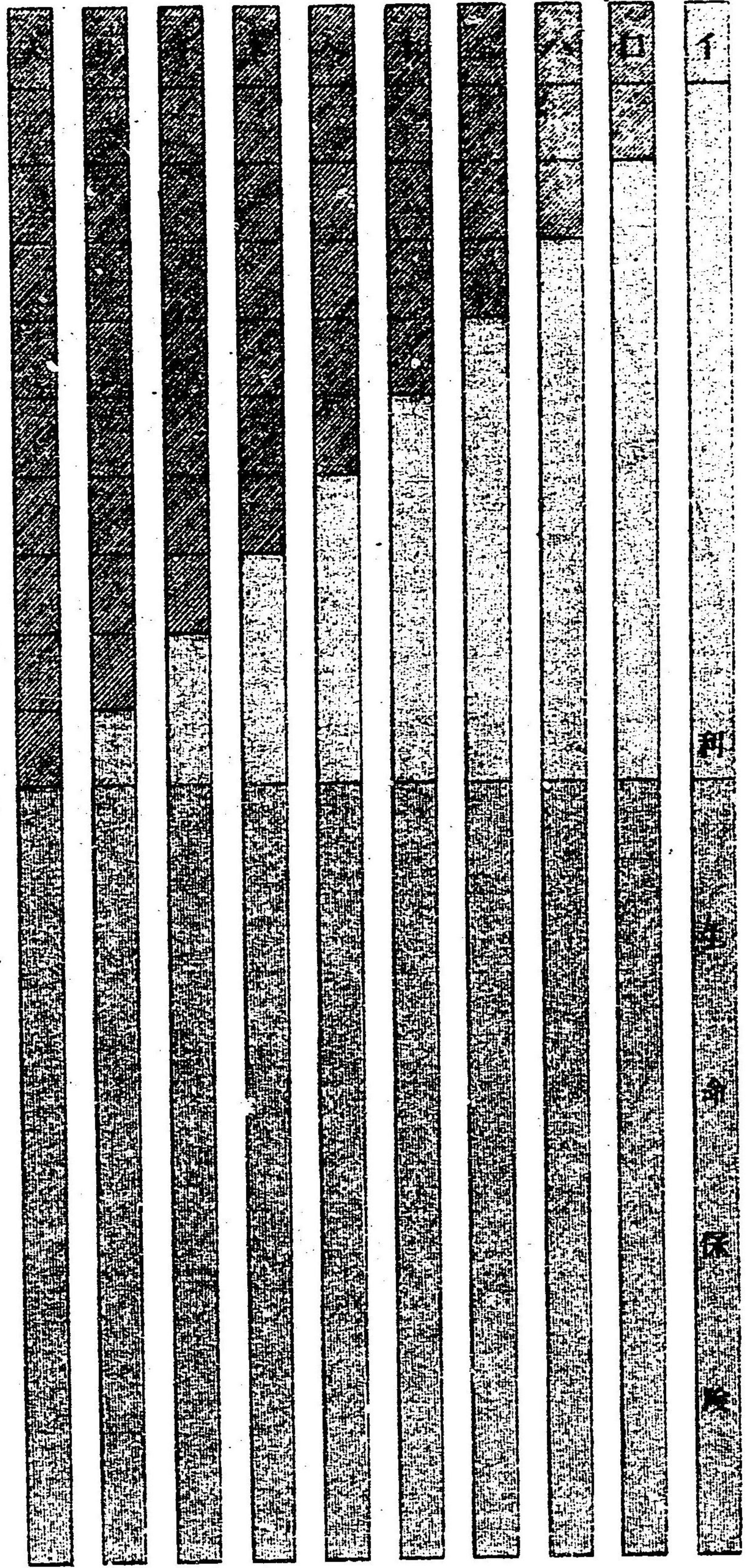
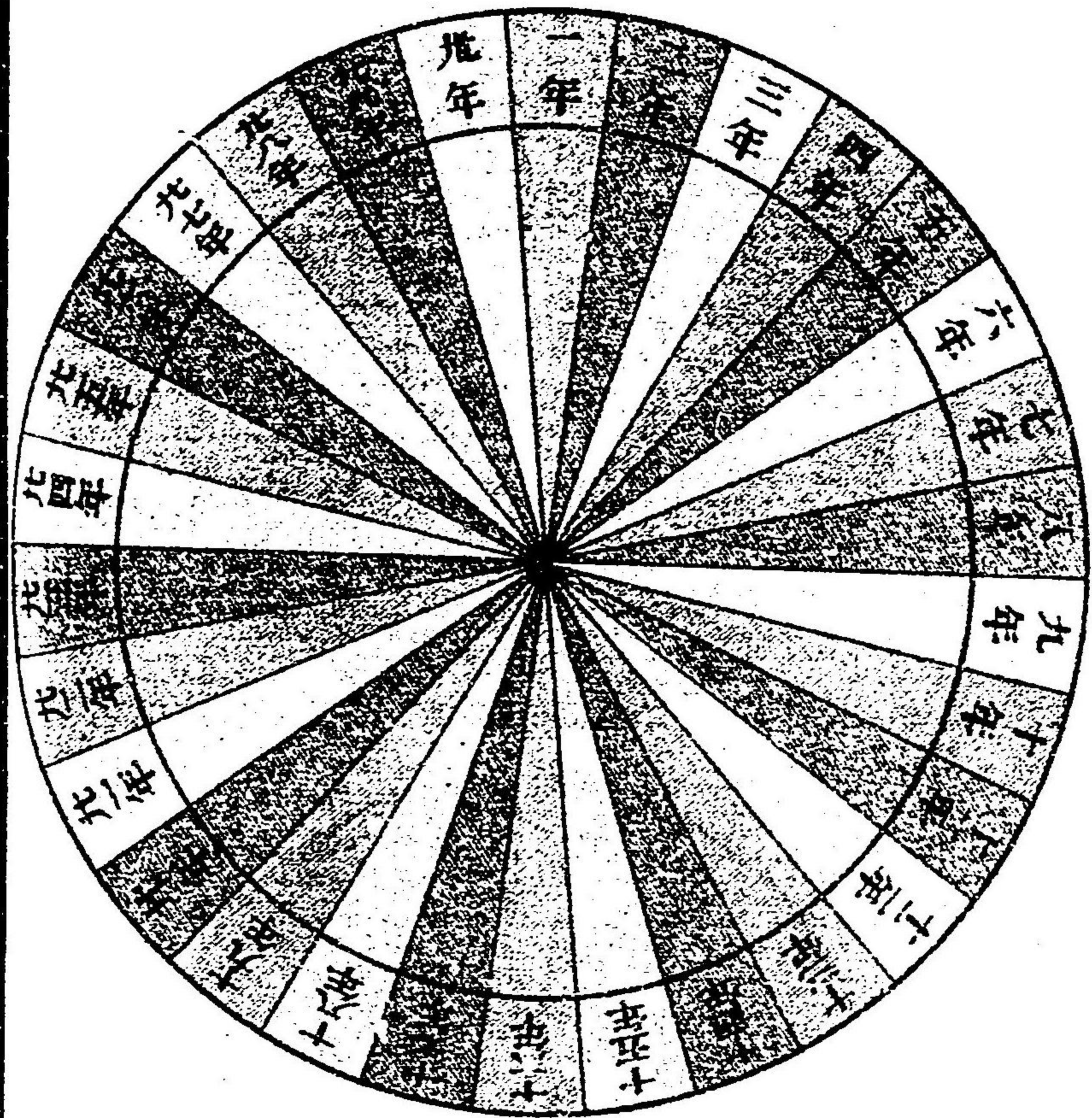
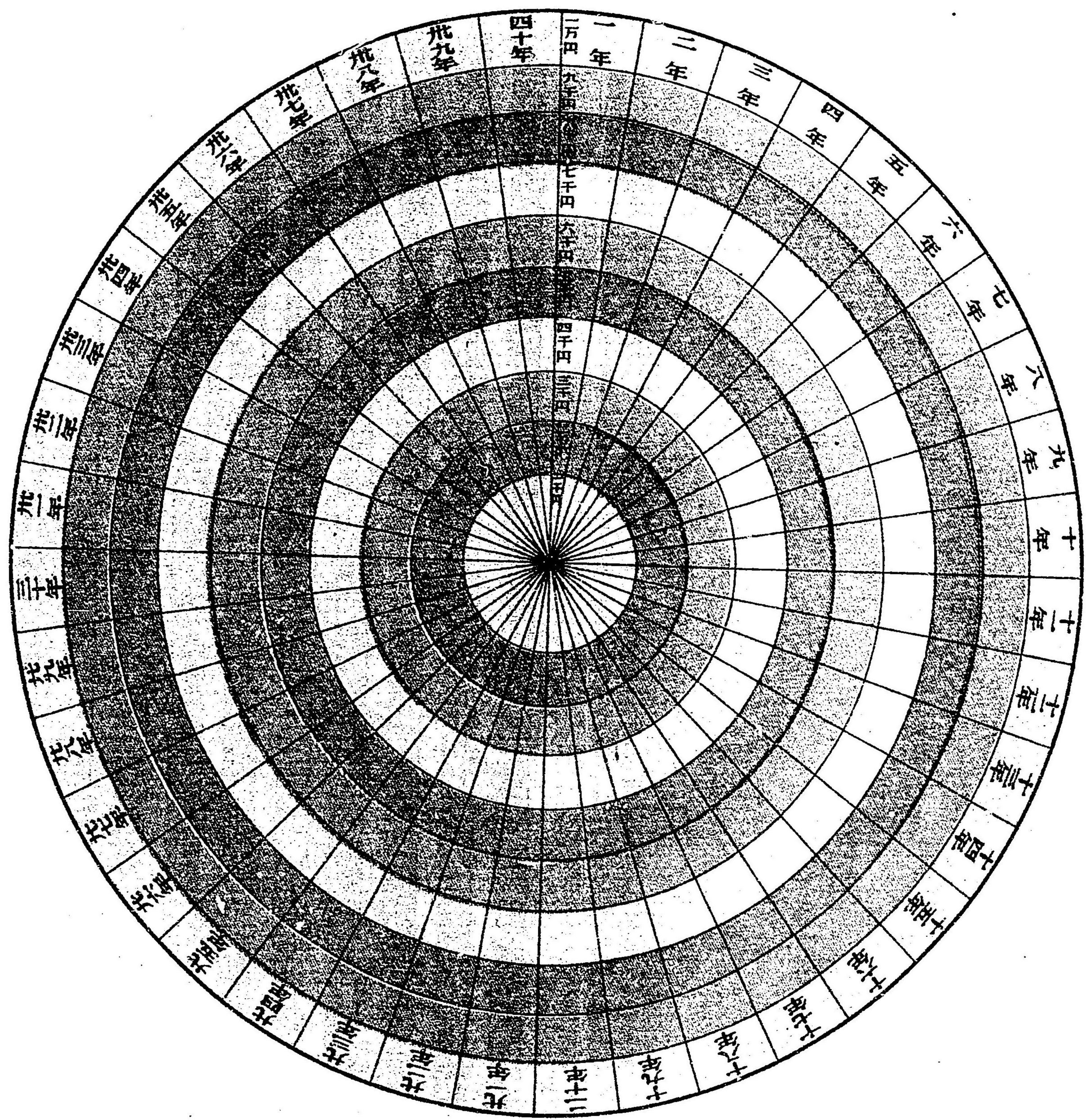


圖 五 第



第七圖



諸表

表 一 第

<p>生命保險</p>		<p>貯蓄最近</p>	
		<p>銀行貯蓄</p>	
<p>最近</p>		<p>郵便貯蓄</p>	
<p>活進的</p>		<p>賴母子講</p>	
<p>大 利</p>		<p>其他貯蓄</p>	
<p>最終期</p>		<p>最近</p>	
<p>靜止的</p>		<p>死亡</p>	
<p>小 利</p>		<p>想像</p>	
<p>最終期</p>		<p>中止</p>	
<p>靜止的</p>		<p>期限</p>	
<p>小 利</p>		<p>想像</p>	
<p>大 利</p>		<p>生存</p>	
<p>大 利</p>		<p>成 效</p>	
<p>小 利</p>		<p>成 效</p>	

貯金と生命保險

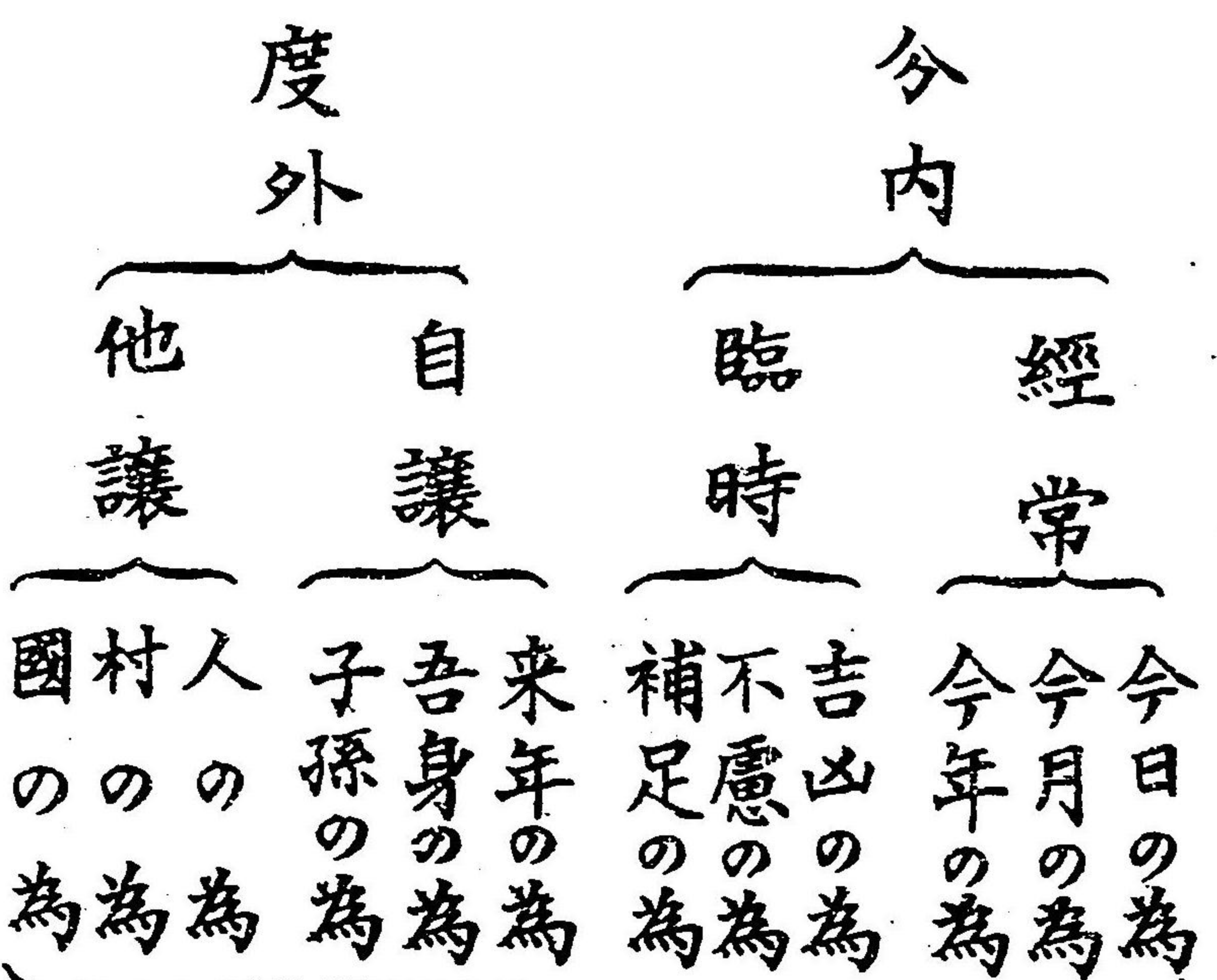
表 二 第

<p>生命保險</p>		<p>貯蓄最近</p>	
<p>最近</p>		<p>靜止的</p>	
<p>活進的</p>		<p>小 利</p>	
<p>大 利</p>		<p>最終期</p>	
<p>最終期</p>		<p>活進的</p>	
<p>靜止的</p>		<p>大 利</p>	
<p>小 利</p>		<p>大 利</p>	

貯蓄と生命保險は均一

第三表

天分...令度



日用交際教育費の類

冠婚喪祭豫備の類

成立

永續積立非常儲蓄の類

寄附救助貸付の類

相續稅率

位	遺產	產	家	督
五	百	七	拾	貳
五	千	百	七	拾
一	萬	萬	萬	萬
二	萬	萬	萬	萬
三	萬	萬	萬	萬
四	萬	萬	萬	萬
五	萬	萬	萬	萬
七	萬	萬	萬	萬
十	萬	萬	萬	萬
五	萬	萬	萬	萬

第四表

各國貴族富豪の保險契約高

金額
七百五十萬圓
五百萬圓
八百萬圓
貳百五十萬圓
五百萬圓
千五百萬圓
七百萬圓
壹百萬圓
六百萬圓
四百萬圓
貳百萬圓
百五十萬圓
壹百萬圓
參百萬圓
六拾參萬圓
五百萬圓
貳百五十萬圓
壹百五十萬圓
參拾五萬圓
參拾五萬圓
貳拾五萬圓
貳拾五萬圓

契約者

- 英國皇帝陛下
- 同皇太子殿下
- 露國皇帝陛下
- 同皇后陛下
- 同オオルガ内親王
- 伊國先皇帝陛下
- 同現皇帝陛下
- 獨國皇帝陛下
- 葡國皇帝陛下
- 米國スタンフォード夫人
- 米國バンダビルド氏
- 米國パヴメヤー氏一族
- 米國元老院議員デビニー氏
- 米國コルベリー氏
- 故米國大統領マツキンレー氏
- 米國富豪某ニケ月ニテ死シ慈善事業ニ施セリト
- 英國ロスチャイルド氏
- マルコニー無線電信會社重役
- 故清國海軍大臣丁汝昌氏
- 岩崎久彌氏
- 故岩崎彌之助氏
- 平沼專藏氏

獨帝の詔勅

獨上皇帝陛下は詔勅を

發して曰く立法部は宜

しく労働者の運命改善を

繼續す可し殊に病氣減は

變事の爲めに起る不幸を

防む爲めに保險を爲す方

法を取るべし又立法部のみ

ては到底社會改革の事

業を完成する能はず

報知新聞所載

明治三十九年十一月二十四日(水)

曜(第)第一万六百四十一號

ロンドン倫敦電報

今年十一月十九日着電

明治四十三年一月廿四日印刷

明治四十三年一月廿七日發行

(生命保險奧附)

(定價金壹圓八拾錢)

福島市北町二十九番地

笹本半三郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

八木精一

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

株式會社 英舍

著者兼 發行所 印刷者 印刷所



發賣元

秋田縣仙北郡大曲町

合名會社 板谷商店

發賣所

東京市神田區表神保町

東京堂書店

1997-1998

1998-1999

1999-2000

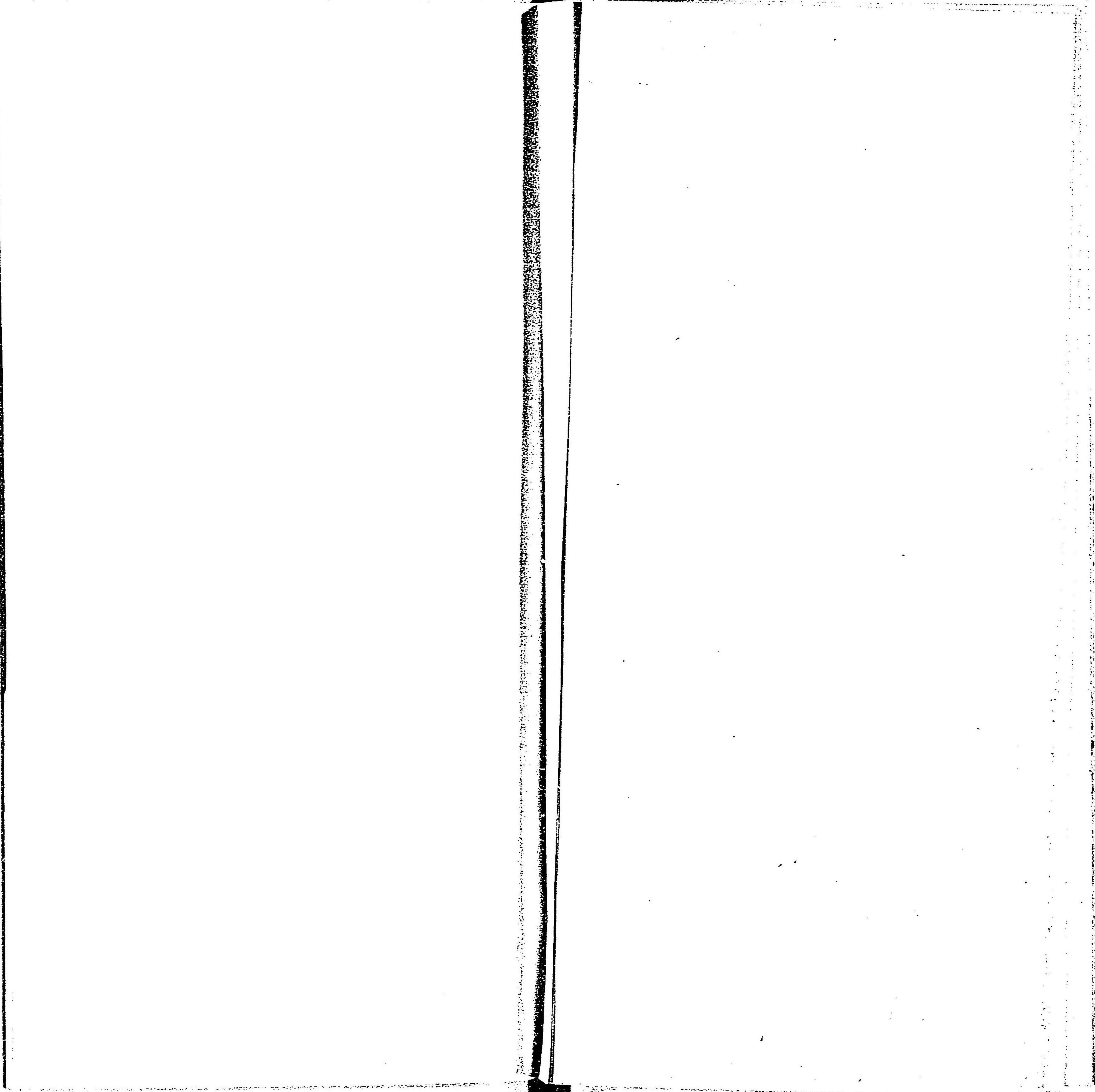
2000-2001

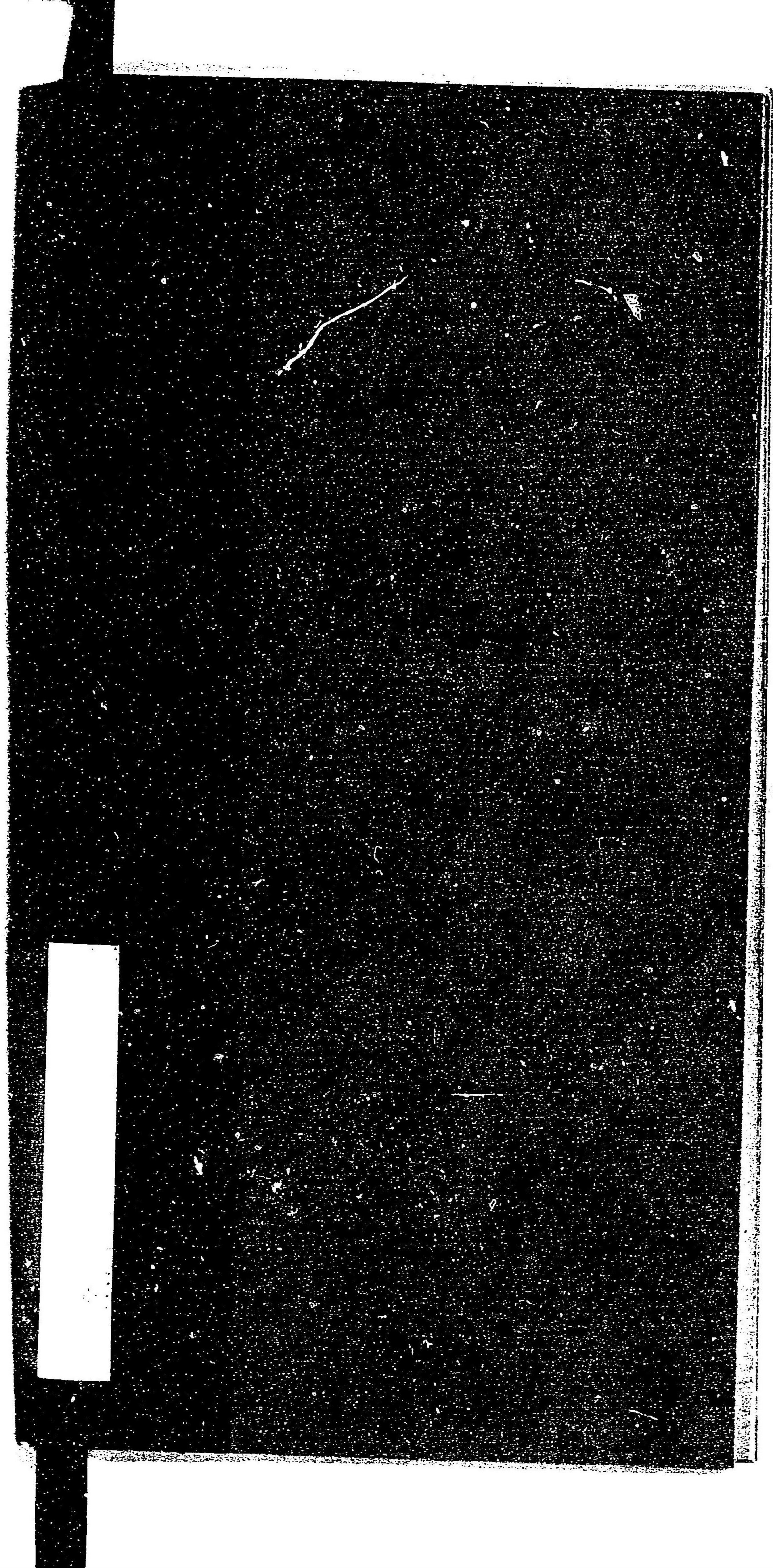
2001-2002

2002-2003

Year	1997-1998	1998-1999	1999-2000	2000-2001	2001-2002	2002-2003
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						







特51

996

生命保険

国立国会図書館

041144-000-1

特51-996

生命保険

笹本 半三郎 / 著

M43.1

BDF-0303

